

浦添市 中城村 北中城村

新一般廃棄物処理施設整備に関する基本合意書



平成 28 年 11 月

平成 29 年 12 月 変更

令和 2 年 1 月 変更

令和 3 年 4 月 変更

令和 7 年 2 月 変更

浦添市、中城村及び北中城村（以下「各市村」という。）は、新一般廃棄物処理施設（以下「新施設」という。）を共同で整備するにあたり、平成 28 年 11 月 11 日付け締結した基本合意書の内容を下記のとおり変更することについて合意する。

記

1 共同処理の体制

新施設の建設、運営及び廃止に関する事務は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく浦添市への事務の委託により実施するものとし、事務の委託の開始は、平成 30 年度を目途とする。

委託する事務の範囲は次のとおりとし、詳細については各市村で協議して定める。

- (1) 新施設の建設に関する事務
- (2) 新施設の運営に関する事務
- (3) 新施設の廃止に関する事務

2 稼働目標年度

新施設の稼働目標年度は、令和 11 年度を目途とする。

3 建設地

新施設の建設地は、浦添市伊奈武瀬一丁目 555 番 25 とする。

4 一般廃棄物処理施設処理対象地域

新施設の一般廃棄物処理対象地域は、各市村の行政区域とする。

5 処理対象とする一般廃棄物の種類

新施設で処理対象とする一般廃棄物の種類は、現に「浦添市クリーンセンター」及び「青葉苑」において処理している可燃・不燃・粗大・有害危険ごみとする。

6 一般廃棄物処理方式

新施設の処理方式は、各市村で協議して決定する。

7 施設規模

新施設の施設規模は、今後、各市村で策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）において設定する推計ごみ量に基づき、適正規模を決定する。

8 新施設の建設等に係る費用負担

新施設の建設に係る費用（以下「建設費用」という。）、その運営に係る費用（以下「運営費用」という。）及びその廃止に係る費用（以下「廃止費用」という。）の各市村の負担について、以下のとおりとする。

（1）建設費用

浦添市クリーンセンター及び青葉苑（以下、「現施設」という。）に搬入された可燃・不燃・粗大・有害危険ごみの搬入数量割（平成 30 年度から令和 4 年度までの実績値）とし、令和 7 年度から令和 10 年度までの各市村の負担割合は 以下の通りとする。

浦添市 0.71244

中城村 0.14354

北中城村 0.14402

（2）運営費用

① 新施設におけるごみ処理経費は、現施設におけるごみ処理経費を基準に「同程度の経費軽減率」となるよう搬入数量割と均等割を加えたものとする。

② 上記以外の経費については、各市村で協議して定める。

（3）廃止費用

各市村で協議して定める。

9 その他

- (1) 現在、青葉苑において処理している資源ごみは、新施設の供用開始に伴い浦添市リサイクルプラザにおいて受入れ処理するものとする。この場合において、受入れ処理に係る詳細については、各市村で協議して定める。
- (2) 新施設の建設に関する事務の執行
 - ① 新施設の建設に関する事務を執行するため、平成 29 年度に限り建設準備室を浦添市に置くものとする。
 - ② 平成 30 年度以降の当該事務は浦添市が執行するものとし、事務の進捗に応じて必要となる組織の設置及び人員の配置を行うものとする。
- (3) 中城村及び北中城村は、浦添市行政財産使用料徴収条例に基づいて算定した土地使用料を令和 7 年度より負担するものとする。この場合において、詳細については各市村で協議して定める。

10 補則

本合意書に定めのない事項、及び合意事項について疑義が生じたときは、各市村で協議して定める。

この基本合意の証として本合意書3通を作成し、浦添市長、中城村長及び北中
城村長において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 3 日

浦添市長 松本 哲治



中城村長 比嘉 麻乃



北中城村長 比嘉 孝則



